

【小国材利用普及促進事業 流れ】

申込期間： 4月1日から3月20日まで

申請者：施主又は施主の代理人

申請先：小国町役場産業課

■ 申込時の必要な物

- ① 申請書
- ② 収支予算書
- ③ 事業明細書
- ④ 建築工事請負契約書（写）
- ⑤ 材積を確認できる書類
- ⑥ 木材見積書（写）

■ 代理人の場合

- ⑦ 代理人届出書
兼事業明細書
（③に替えて）
- ⑧ 代理人誓約書



1 ●書類の提出
条件を満たしているか、審査します。

2 ●交付の決定
●のぼりの貸し出し

3 ●木材の出荷
●建設

※建設中ののぼりを立てて、小国材のPRをよろしくお願いいたします。
完成の写真が撮られた後、のぼりの返却をお願いします。

4 ●木材代の支払い完了

5 ●書類の提出
条件を満たしているか、審査します。

6 補助金支払いの確定

7 補助金のお支払い

8 完成写真の受領



- ## ■ 補助金支払い申請書の必要な物
- ① 実績報告書
 - ② 収支精算書
 - ③ 建築物の全木材の材積が分かる書類
 - ④ 納品木材数量と金額のわかる書類（請求書）
 - ⑤ 購入木材の領収証（写）
 - ⑥ 写真（躯体 2枚）
※のぼり付き写真1枚
 - ⑦ 補助金交付請求書



完成後
内観 1枚/外観 1枚